

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 11 月 2 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 11 月 2 日 (木) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	欠
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	欠
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 7 番 古川 義國 委員 9 番 材木 清豊 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	8 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 8 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	16 件
第 4 号議案	非農地証明願い	2 件
第 5 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取	4 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	5 件

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成29年11月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。今年はヒノヒカリの刈取りが幾分早かったようですが、雨が多くて大変だったと思います。今後、この雨が麦の作付にも影響しなければいいなと思っております。それでは、よろしく申し上げます。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は5名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。  
7番 古川 義國 委員、9番 材木 清豊 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	8件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成29年度 第8号農用地利用集積計画(案)の決定案件	16件
第4号議案	非農地証明願い	2件
第5号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取	4件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	5件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入ります。農地法第4条の規定に基づく許可申請案件について説明を求めます。

- **事務局長** 1ページをごらんください。

第1号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。

転用目的である住宅建設は、転用理由のとおり、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、2・3ページに位置図、4ページに字図の写し、5ページに土地利用図、6ページに始末書を添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲がすべて住宅に囲まれた農地であり、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。
- **事務局長** 7ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。  
農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。  
転用目的である葬祭場建設に伴う盛り土の仮置き場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
申請地の位置等につきましては、8・9ページに位置図、10ページに字図の写し、11ページに土地利用計画図を添付しております。私からの説明は以上ですが、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合よりお見えいただいておりますので、補足の説明をお願いします。
- **葬祭組合事務局** 神崎市・吉野ヶ里町葬祭公園整備基本計画報告書に基づき追加説明。
- **議長** はい、事務局及び葬祭組合の説明が終わりました。質問等がありましたら、お願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 排水の放流先は溜池になるのですか。
- **葬祭組合事務局** 沈砂地をつくって、上水だけを白京溜池に放流することになります。

- ○○最適化推進委員 いつ頃までの一時転用を予定していますか。
- 葬祭組合事務局 最長で30年10月頃、だいたい2年程度と考えています。
- 議長 他に質問はありませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- 議長 続きまして、整理番号5-2について説明を求めます。
- 事務局長 12ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4m以上の道で現に一般交通の用に供されているもの）の沿線の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第2種農地と判断されます。転用目的である集合住宅の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
  
申請地の位置等につきましては、13ページに位置図、14ページに字図の写し、15ページに土地利用計画図、16ページに建物の平面図、17ページに立面図を添付しております。説明は以上です。
- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。質問等はありませんか。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- 議長 続きまして、整理番号5-3について説明を求めます。
- 事務局長 18・19ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されま

す。転用目的である工場用地宅地分譲の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、20 ページに位置図、21 ページに字図の写し、22 ページに造成計画平面図、23～27 ページに造成断面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 地下水の枯渇や汚染水の放流の恐れなどが心配ですが、先日企画課と一緒に〇〇市の〇〇工場の視察を行いました。包み隠さず話をさせていただきました。
- **企画課** 地元区長さんからも、町内の〇〇工場で地下水や放流水の問題があると聞いていると言われており、一緒に視察していただきました。洗浄に使われた水は浄化槽を通す予定であり問題ないと考えております。
- **議長** 皆様方から質問等はありませんか。
- **〇〇番（〇〇委員）** 町では〇〇地区に工業団地を誘致していると聞いているが、そこではだめだったのでしょうか。
- **企画課** 〇〇工業団地は完売しており、余地はありません。
- **議長** 一日の使用水量はどれぐらいを予定されていますか。
- **企画課** 計画では、400 t / 日となっております。
- **〇〇番（〇〇委員）** 町内の〇〇工場が進出する際に、井戸水には影響はないと説明されていたが、影響でているし、放流水も色がついた水が流れており、苦情も出ている。
- **企画課** 〇〇市の担当者にも確認しましたが、苦情等はないと言われていました。また、町内の〇〇工場の放流水を、昨日農業委員会事務局と確認に行きましたが、現在はきれいな水が放流されていました。
- **〇〇番（〇〇委員）** 補償等の問題はどのように考えられていますか。
- **企画課** 今後、進出協定と合わせて環境保全協定を結ぶようになります。その中で騒音や振動の他、放流水の水質等についても基準を設けるようにしています。また、環

境保全協定の締結の際に、地元区長さんにも立会人という形で署名していただくようになります。補償等につきましては、原因が特定できれば行っていただけたと考えております。

○ **議長** 他に質問等はありませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手多数です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ **事務局長** 28 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、29 ページに位置図、30 ページに字図の写し、31 ページに土地利用計画図、32 ページに建物の平面図、33 ページに建物の立面図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 計画内容も聞いております。特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号 5-5 について説明を求めます。

○ **事務局長** 34 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-5 を朗読。申請地は、農振農用地区域内であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。農地の区分は、市町村が定め

る農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、第1種農地と判断されます。

転用目的である駐車場の候補地選定の結果、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、35 ページに字図の写し、36 ページに位置図、37 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元最適化推進委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 今回の計画は資料を見て初めて知りました。計画自体には反対しませんが、〇〇工区の役員にも説明すべきではないかと思えます。
- **議長** 関係者へは説明しておくべきだと私も考えます。
- **〇〇番（〇〇委員）** 一時転用ということですが、その後の対応はどのように考えられていますか。
- **借受人** 転用地につきましては、3年以内には原型復旧を行い、田に戻します。今後も駐車場が不足するようであれば、3年以内に他の土地を探したいと考えております。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手多数です。意見を添えて県の方に進達致したいと思えます。
- **議長** 続きまして、整理番号5-6について説明を求めます。
- **事務局長** 38 ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-6 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である建売分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地の位置等につきましては、39 ページに位置図、40 ページに字図の写し、41 ペー

ジに土地利用計画図、42 ページに建物の平面図、43 ページに建物の立面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- **議長** 続きまして、整理番号 5-7 について説明を求めます。
- **事務局長** 44 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-7 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である建売分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
申請地の位置等につきましては、45 ページに位置図、46 ページに字図の写し、47 ページに土地利用計画図、48 ページに建物の平面図、49 ページに建物の立面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区になりますが、この案件に関しましては、一度 5 条の申請がだされて、文化財等の関係で取り消した案件の一部について問題ない分のみを再度申請されております。問題ないと思われま
- **議長** 質問等はありませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- **議長** 続きまして、整理番号 5-8 について説明を求めます。
- **事務局長** 50 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地に

なることが見込まれる区域として宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地のため第2種農地と判断されます。

転用目的である集合住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、51・53ページに位置図、52ページに字図の写し、54ページに土地利用計画図と敷地断面図、55ページに建物の平面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲がすべて宅地の状況ですので、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 56ページをごらんください。

第3号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が11件、再設定が5件の計16件で、内、期間借地1件となっております。田が31筆66,692㎡となっております。

次に57ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,440,680.37㎡、今回解約面積52,712㎡、今回計画といたしまして66,692㎡、現在の合計4,454,660.37㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思いません。

- **議長** 続きまして、第4号議案 非農地証明願 証明-1について説明を求めます。
- **事務局長** 58ページをお願いします。第4号議案 非農地証明願 整理番号 証明-1を朗読。願出地は、平成元年頃から耕作されておらず、雑木や竹等の越境が激しく、今後も農地として耕作が見込めない状況であり、やむを得ないと判断されます。  
願出地の位置等につきましては、59・60ページに位置図、61ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明を交付したいと思います。
  
- **議長** 続きまして、証明-2について説明を求めます。
- **事務局長** 62ページをお願いします。第4号議案 非農地証明願 整理番号 証明-2を朗読。願出地は、平成9年頃から耕作されておらず、雑木・雑草に覆われており、今後も農地として耕作が見込めない状況であり、やむを得ないと判断されます。  
願出地の位置等につきましては、63・64ページに位置図、65ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。私の担当地区ですが、特に問題ないと思います。
- **議長** 質問等はありませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明を交付したいと思います。
  
- **議長** 続きまして、第5号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について4名続けて説明をお願いします。
- **事務局長** 66ページをごらんください。

第5号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明いたします。67ページをお願いします。今回は、〇〇氏と〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の4名から申請が出ております。4名とも再申請となっております。

詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 68ページからの農業経営改善計画認定申請書を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。
  
- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- **事務局長** 88ページをお願いします。  
第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー1・2・3・4・5を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。
  
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前11時30分